

グリーンシート銘柄の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、グリーンシート銘柄のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- グリーンシート銘柄は金融商品取引所に上場されておらず、その発行者は、収益基盤が確立されていないことなどにより財務体質が脆弱な状態となっている場合もあり、気配相場等の変動や当該発行者等の信用状況に応じて価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。グリーンシート銘柄の取引を行う際には、企業情報等が記載された会社内容説明書、四半期業績開示資料、その他適時開示資料をご確認ください。
- 上場有価証券が具体的に組織化された金融商品市場において取引されるのに対し、グリーンシート銘柄は、金融商品取引所に上場していないため、日本証券代行の運営するPTS(私設取引システム)において取引が行われます。また、相対取引で行われる場合があるため、同一銘柄が同一時刻で売買されても、グリーンシート取扱会員によって売買価格が異なる場合があります。

手数料など諸費用について

- ・ グリーンシート銘柄の売買にあたっては、当該銘柄の購入対価の他に下記記載の売買手数料をいただきます。なお、募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

【インターネットでのお取引】

上場株式の手数料とは別体系となり、ボックスレートは適用されません。1約定ごとに手数料がかかります。

手数料(税込)

約定代金×2.1%、最低手数料 3,150 円

【電話でのお取引】

手数料(税込)

約定代金×3.15%、最低手数料 10,500 円

取引量の少なさおよび極端な価格変動により損失が生じるおそれがあります

- ・ グリーンシート銘柄のお取引は、金融商品取引所での取引に比べて流動性が非常に低く、買いたいときに買えない、売りたいときに売れない可能性があり、短期間に価格が大きく変動する可能性もあります(一日の制限値幅もありません)。このため、投資

家の方々に不測の損害が発生するおそれがあります。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- ・グリーンシート銘柄の売買等にあたっては、気配相場等の変動や、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・グリーンシート銘柄のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・グリーンシート銘柄の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、投資証券または優先出資証券の裏付けとなっている株式、債券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、グリーンシート銘柄の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・グリーンシート銘柄として指定されている企業はベンチャー企業が主であり、一般の上場企業に比べ、信用リスクが大きく、投資が全額損失となる可能性があります。
- ・グリーンシート銘柄のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、グリーンシート銘柄の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、取得請求権等が付されたグリーンシート銘柄については、権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
- ・グリーンシート銘柄は、証券保管振替機構へ預託することができません。そのため、グリーンシート銘柄を購入した場合、配当や株主の権利を得るためにには、権利確定日までに名義書換※が必要です。特に、権利確定日直前の購入の場合、名義書換が間に合わないことがあります。

※お客様が名義書換を行わなかったことによる一切の損害について、当社は責任を負わないものとします。

- ・グリーンシート銘柄は、取扱会員の全てが取扱いを廃止した場合は、グリーンシート銘柄としての指定が取り消され、流通性は失われることになります。
- ・当社独自の判断で取扱いを廃止した場合には、取扱いを継続する金融商品取引業者への移管が必要になる場合があります。

グリーンシート銘柄のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ グリーンシート銘柄の売買等に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

グリーンシート銘柄に係る金融商品取引契約の概要

当社におけるグリーンシート銘柄のお取引については、以下によります。

- ・ グリーンシート銘柄の売買の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ グリーンシート銘柄の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ グリーンシート銘柄の譲渡による利益は、原則として、株式等の譲渡所得等となります。なお、損失が生じた場合には、他の株式等の譲渡所得等との損益通算が可能となります。
- ・ グリーンシート銘柄の配当金は、原則として、配当所得となります。

※グリーンシート銘柄は未上場株式のため、2003年より実施されている各種優遇税率の適用はありません。

※エンジェル税制の適用申請を行う場合、税金の取扱いが異なります。詳しくは官公庁または発行企業にお尋ねください。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ グリーンシート銘柄の譲渡による利益および配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてグリーンシート銘柄の売買や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「グリーンシート銘柄の取引に関する確認書」を差し入れていただくほか、ネットストック口座開設が必要となります。
- ・ 新規にグリーンシート銘柄の売買等のご注文をいただくときは、インターネット経由でのご注文のみとなります。
- ・ 売買等のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ グリーンシート銘柄の取引のご注文はすべて指値で行うことになっております(成行注文はできません。)。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
- ・ ご注文いただいたグリーンシート銘柄の売買等の取引が成立した場合には、取引報告書を電子交付

いたします。

その他の留意事項

- ・ 発行者の企業情報等が記載された「会社内容説明書」は、日本証券業協会の「店頭有価証券に関する規則」第5条に基づく開示書類であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。したがって、有価証券報告書等を提出していない企業の場合、そのディスクロージャーの内容が、有価証券報告書等によりディスクロージャーを行っている企業とは異なっている場合があります。なお、「会社内容説明書」における将来の事業計画の概要等に関する記載について、当社は何らの保証を与えるものではありません。
- ・ グリーンシート銘柄の募集においては、金融商品取引業者による引受けが行なわれないため、発行予定数を下回る申込数で募集完了となる場合があります。この場合、資金調達の不足から、当初予定していた事業計画の実行並びに投資家への還元ができない場合があります。
- ・ グリーンシート銘柄の募集または売出しにおいては、入札方式やブックビルディング方式が採用されない場合があります。この場合、募集価格または売出価格には投資家の意思が反映されないことがあります。
- ・ グリーンシート銘柄である株券等の偽造等には十分ご注意ください。
- ・ グリーンシート銘柄の発行会社については、インサイダー取引規制の対象となりますので、内部者等におかれましては、十分ご注意ください。

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル
加入協会	日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
資本金	119億円(平成19年8月末時点※)
主な事業	金融商品取引業
設立	昭和6年(1931年)3月
連絡先	顧客サポート 0120-953-006(03-5216-8628)

※ 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社WEBサイト上でご確認ください。